

令和 7 年 4 月 4 日

関 係 各 位

東 京 検 疫 所
食 品 監 視 課

ゴールデンウィークにおける食品監視業務について

平素より検疫所が行う輸入食品監視・指導業務につきまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、当課の対応は下記のとおりとなりますので、御了知方対応いただけますようよろしくお願いします。

記

1 閉庁日

令和7年4月29日（火）及び5月3日（土）から5月6日（火）は食品監視課窓口が閉庁します。

2 閉庁日における食品等の輸入手続きについて

- （1）食品等の輸入手続きについては、事前届出制度の利用や、平成14年9月18日付食検発第0918001号「貨物搬入前の届出済証の交付について」に基づき貨物搬入前に届出済証の交付を受けるなど、早めの手続きをお願いします。
- （2）検査命令該当貨物のうち、当課の閉庁日に検査結果が判明し、輸入通関を希望する場合は、令和7年4月22日（火）までに当課（食品監視課：03-3599-1520、食品監視第二課：047-437-1381）に御連絡ください。
- （3）当課の閉庁日に食品衛生法に基づく輸入手続きが必要となる場合は、羽田空港検疫所支所食品監視課（03-6847-9320）において受け付けますので、御連絡をお願いします。

なお、この場合の受付時間は、8:30～17:15 となります。

- （4）輸入食品監視支援機能（FAINS）におけるゴールデンウィークの運用等につきましては、NACCS 掲示板を御確認ください。